

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税法

### ★ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

Q. 新型コロナに関連して人と人との接触を減らすため、テレワークを導入しました。これに係る設備投資については、何か特例があるのですか

A. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制が適用できます。

新型コロナ対策として、人と人との接触を減らすことが必要とのことから、「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」が創設されました。

これにより、中小企業者などがテレワーク等のための設備(遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備)を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用が受けられることとなりました。

対象となる設備は、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアです。

具体的には、青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%(資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%)の税額控除をすることができます。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku\\_1.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_1.pdf)

## 所得税法

### ★ 新型コロナウイルスに関連する見舞金

Q. 会社から、新型コロナウイルスの感染見舞をもらいました。税務上どのような取扱いになりますか?

A. 非課税となります。

新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金のうち、次のいずれも満たすものは、非課税所得となります。

- ①その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
- ②その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
- ③その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

この場合の、「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの」とは、例えば次のような見舞金をいいます。

- ① 使用人等が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
- ② 使用者の使用人等で次のイ及びロに該当する者が支払を受けるもの  
イ. 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症に感染する可能性が高い業務に従事している者  
ロ. 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
- ③ 使用人等が新型コロナウイルス感染症に感染するなどしてその所有する資産を廃棄せざるを得なかった場合に支払を受けるもの

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/2005xx/pdf/01.pdf>

## ★ 学生に対する大学等からの助成金

Q. 私は大学生ですが、新型コロナに関連して大学から助成金等もらった場合、どのような取扱いになりますか？

A. 学生が、大学等から支給される助成金等は、内容に応じて次のように取り扱われます。

- ① 学費を賄うために支給された支援金  
非課税所得となる「学資金」に該当しますので、所得税の課税対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、  
②と同様の取扱いになります。
- ② 生活費を賄うために支給された支援金  
一時所得として収入金額に計上する必要があります。  
ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。
- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金  
非課税所得となる「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」に該当しますので、所得税の課税対象になりません。
- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）  
非課税所得となる「学資金」に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

## ★ 非居住者に支払う賃料

Q. このたび、テナントを借りることとなりました。オーナーは海外に住んでいる中国人とのことですが、何か注意することはありますか？

A. 貸主が源泉徴収の免除証明書の交付を受けている場合を除き、支払う賃料から源泉所得税を徴収しなければなりません。

所得税法では、国内で非居住者又は外国法人に対して国内源泉所得を支払う場合には、原則として、その支払いの際に国内所得について所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないこととなっています。

国内源泉所得には、給与等以外に利子や配当、土地等の譲渡対価など16の種類が定

められており、その中に不動産の賃貸料等も含まれています。

したがって、非居住者等から不動産を賃貸し、賃料を支払う場合には、その支払う賃料から所得税を源泉徴収しなければならず、徴収、納税していない場合は、不納付加算税や延滞税がかかりますので注意しなければなりません。

源泉徴収税率は20.42%です。

なお、その非居住者等が日本国内に恒久的施設を有しており、所轄税務署長から源泉徴収の免税証明書の交付を受けている場合は、源泉徴収をしなくていいことになっていますので、その点をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2880.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2884.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2016/pdf/12.pdf>

## 消 費 税

### ★ 消費税の課税選択の変更に係る特例

Q. 新型コロナの影響で消費税の届出の特例ができたとか。どのようなものですか？

A. 新型コロナの影響により、「消費税の課税選択の変更に係る特例」が創設され、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(新型コロナウイルス感染症等の影響)を受けている事業者で一定の条件を満たす者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことができることとされました。

対象となる事業者は、新型コロナウイルス等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち、任意の1ヵ月以上の期間の事業収入が、著しく減少(前年同期比較概ね50%以上)している事業者です。

なお、この特例により課税事業者を選択する(又はやめる)場合は、2年間の継続適用要件が適用されませんので、この特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間に課税期間の選択をやめることも認められます。

このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認により、その制限を解除する特例が設けられています。

特例の承認を受けようとする場合は、特定課税期間の確定申告期限までに承認申請書を税務署の提出しなければなりません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syohuizeil-1.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syohuizeil-2.pdf>